

第6期雄武町総合計画後期基本計画

第3回策定審議会 議事録

【日 時】 令和4年11月2日(火) 18:30~19:50

【場 所】 雄武町役場庁舎別館 大会議室

【出席者】	大崎 穎浩 委員	川口 雅英 委員	河島 仁 委員
	久保 肇剛 委員	佐々木光明 委員	清水 伸一 委員
	関岡 修 委員	田口 洋 委員	竹田 浩二 委員
	中島 克弥 委員	中島 徹 委員	中橋 秀紀 委員
	橋本 幸子 委員	浜口 隆 委員	松本 亜也 委員
	三浦 健一 委員	宮本 堅 委員	村岡 昌信 委員
	山崎 宏之 委員	山田 香里 委員	
(欠席者)	大星 幸恵 委員	菊地 雄介 委員	中島 亜紀 委員
	古山 貴弘 委員	松永 裕香 委員	四辻 裕二 委員
	渡邊 孝司 委員	渡邊 恵 委員	
(町)	事務局～横田財務企画課長	渡部財務企画課長補佐	
	櫨山企画調整係長	本村企画調整係 豊田企画調整係	
	説明員～前田福祉給付課長		

【会議次第】

- 1 開会
- 2 会長あいさつ
- 3 議事

【報告事項】

- (1) 第6期雄武町総合計画前期基本計画推進状況報告書に基づく意見について

【協議事項】

- (1) 第6期雄武町総合計画後期基本計画(案)について
(2) 第6期雄武町総合計画後期財政計画(案)について

(3) 第6期雄武町総合計画後期実施計画（案）について

4 その他

雄武町地域公共交通等に関する町民アンケート調査報告書に基づく意見交換

5 閉会

- 【配付資料】**
- ・第6期雄武町総合計画前期基本計画推進状況報告書に基づく意見
 - ・第6期雄武町総合計画後期基本計画（案）
 - ・第6期雄武町総合計画後期財政計画（案）
 - ・第6期雄武町総合計画後期実施計画（案）
 - ・答申に向けた意見

【議事録】

1 開会～財務企画課長

2 会長あいさつ

（会長）「皆様、お晩でございます。今回が第3回の策定審議会となります。第2回の策定審議会につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から書面開催させていただいたところであり、その後、それぞれの専門部会を開催したところであります。本日の議事につきましては、報告事項が1件、協議事項が3件になります。皆様からの忌憚のないご意見をいただければと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。」

（以後、会長が司会を進行）

3 議事

【報告事項】

（1）第6期雄武町総合計画前期基本計画推進状況報告書に基づく意見について

（事務局）10月13日、14日、17日に開催いたしました専門部会におきまして、前期5か年の基本計画の推進状況報告書に基づき、委員の皆様から貴重なご意見をいただいたところでございます。この意見をまとめたものが配付資料の「第6期雄武町総合計画前期基本計画推進状況報告書に基づく意見」となっておりまして、この御意見につきましては、後期基本計画を策定するにあたり、検討資料として役場内部全体で情報共有したところであり、後期計画

に最大限意見反映するよう各担当課に指示し、次の協議事項にあります後期計画（案）を作成したところであります。

（会　長）この件について、意見や質問があれば発言願います。

（委　員）なし。

（会　長）異議なしということで、これにて承認とします。

【協議事項】

（1）第6期雄武町総合計画後期基本計画（案）について

（事務局）別冊の後期基本計画（案）であります。先程説明いたしましたとおり、委員の皆様からのご意見を反映するよう、各担当課で検討し、事務局案を作成しております。この後期基本計画（案）に係る具体的な審議につきましては、先に御案内したとおり、来週開催予定の専門部会において、担当する施策について御審議いただく予定としております。なお、最終的に計画書を町長へ答申する際に、計画書に盛り込んでいない分で、まちづくりに対する考え方や計画の推進について重要な意見については、「付帯意見」として答申書とあわせて町長へ提出する予定としております。この付帯意見を作成するにあたりまして、お手元に配付しております様式にて、ご意見を記入いただければと思っております。このご意見につきましては、来週の専門部会の2回目に出席した際に提出いただきたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。2回目に欠席される方につきましては、11日（金）までに事務局へご持参いただか、ファクシミリやメールでも構いませんので提出をお願いいたします。また、この付帯意見につきましては、担当する基本施策についてご意見をいただく様式となっておりますが、別の部会が担当する施策に対してご意見がある場合には、任意の様式で構いませんので、ご記入の上、提出いただければと思います。この後期基本計画（案）につきまして、一部、送り仮名の表記が統一されていない部分などがございましたので、それらも含めまして、軽微な部分につきましては、事務局において計画を答申するまでの間に修正させていただきたいと思っておりますので、ご承知おきください。

（会　長）この件について、意見や質問があれば発言願います。

(事務局) 補足になりますが、来週に専門部会を2回開催することとしてご案内していますが、各専門部会1回目に第6期雄武町総合計画後期基本計画（案）について説明することとなります。具体的な部分について、事務局においてすべて説明することは難しいことから、担当する各所管の管理職が同席する予定となっておりますので、何かわからない点があればその場にてご質問いただければと思います。また2回目の専門部会につきましては、後期5か年の中で具体的に実施する主要な事業について担当課から説明を行う予定としております。

(各委員) 異議なし。

(会長) 異議なしということで、これにて承認とします。

(2) 第6期雄武町総合計画後期財政計画（案）について

(事務局) 配付資料の「第6期雄武町総合計画後期財政計画（案）」に基づき説明させていただきます。1頁の1番に計画策定のねらいを記載しており、この後期財政計画につきましては、向こう5年間の財政見通しをたてまして、第6期雄武町総合計画の後期基本計画・実施計画が計画的に推進できるように、一定の指針として策定しているものであります。2番には計画期間と会計単位を記載しております。計画期間につきましては、令和5年度から令和9年度までの5箇年です。会計単位は一般会計です。一般会計というのは、どの市町村にもある会計でありまして、基本的な施策を行う中心となる会計であります。次に2頁になりますて、3番に、計画策定の試算条件を記載しております。財政計画は一般会計を基準としていまして、収入するお金を歳入と呼びます。そして支払うお金を歳出と呼びます。この歳入歳出で一般会計は成り立っていまして、歳入歳出の項目ごとに推計して試算したものとなっています。歳入・歳出の試算の仕方の説明について、5頁まで記載しております。こちらについてはちょっと専門的な言葉も出てきますが、後ほど目を通していただければと思います。続きまして6頁ですが、財政収支見込みということで表（1）歳入について、項目ごとに試算した数字になっています。左側の項目に沿って説明させていただきます。地方税ですが、町民税や固定資産税、都市計画税や入湯税で構成されています。次に地方譲与税、それと利子割交付金以下の7つの交付金ですが、地方譲与税は自動車重量譲与税、森林環境譲与税などで構成されています。各種交付金は、一定の基準にしたがつて、北海道から交付されるものであります。次に地方交付税ですが、町の歳

入のおよそ45%を占める貴重な財源となっています。地方交付税は地方公共団体の税源の不均衡を調整することで、税収が少ない地方公共団体にも財源が保障される制度であります。次に交通安全対策特別交付金ですが、交通違反の罰金反則金が原資となって交付されるものです。次に分担金及び負担金、使用料、手数料ですが、分担金・負担金は特定の受益者に負担を求めるものであり、使用料、手数料は町の施設などを使用した場合の使用料金や住民票などを発行したときの料金となっています。次に国庫支出金、道支出金、財産収入ですが、国や道支出金は、国や北海道が行うべき事業を町に委託する場合の委託金や、町が実施する事業に対しての一定の補助金などで構成されています。財産収入は町が所有する土地や建物を貸した場合、売った場合の代金、基金と呼ばれる町の貯金の利息収入です。寄附金については、ふるさと納税で町へ寄附いただける分を見込んでいるものです。繰入金ですが、基金と呼ばれる町の貯金から一定の金額をおろして、歳入に充てているものであります。繰越金については、雄武町では、定額の15,000千円としています。諸収入ですが、歳入のほかの項目に分類されない、雑収入になります。地方債ですが、これは町が、国や金融機関からお金を借りるものでして、いわゆる「借金」であります。後期実施計画の中から、借金することができる事業を選び、各年度で5億円を下回るように試算しています。以上が歳入の項目ごとの説明でしたが、令和5年度の歳入見込み額合計が61億円台、令和6年度も61億円台で、令和7年度が60億円台、令和8年度が57億円台、令和9年度は58億円台を見込んでいます。続いて7頁になります。表(2)歳出については、性質別経費で試算しています。性質別経費とは、経済的な性質を基準として項目分けした経費であります。こちらも左側の項目に沿って説明させていただきます。人件費ですが、町の職員の人件費であり、この中には議会議員の報酬や各種委員会・審議会などの委員報酬も含まれています。扶助費ですが、社会保障制度の一環として現金や物品などを支給する費用になっています。児童福祉法などの法令に基づくもののほか、町独自の施策のものも含まれています。公債費ですが、町の借金の返済費用であり、町が借金する予定額を考慮し、各年度の返済見込みを試算しています。物件費、維持補修費、補助費ですが、物件費は人件費、扶助費、公債費などを除いた、短期間で完結する消費的な費用となっています。維持補修費は公共施設や設備などの修繕に要する費用であり、補助費は各種団体に対する助成金や補助金、一部事務組合への負担金などとなっています。普通建設事業費ですが、道路や橋りょう、公共施設などの整備・更新費用となっています。積立金ですが、基金と呼ばれる町の

貯金へ積み増しをするための費用となっています。主には、ふるさと納税の寄附金、それと森林環境譲与税、基金の利息収入になります。貸付金ですが、市町村が直接あるいは間接的に現金を貸し付けるもので、雄武町では被保護世帯への緊急貸付金、中小企業融資預託貸付金、雄武高等学校卒業生就学貸付金を見込んでいます。繰出金ですが、一般会計以外の会計、これは特別会計と呼ばれるものですが、特別会計は特定の収入をもって事業を行うために設けられている会計でありまして、雄武町には7つの特別会計と病院事業会計があります。これらの特別会計で資金運用をするため、一定の金額を一般会計から移動します。これを繰出金と呼びます。予備費は、どの市町村でも急を要する場合に備える費用であり、雄武町では、毎年度200万円とされています。以上が歳出の項目ごとの説明でしたが、令和5年度の歳出見込み額合計が61億円台、令和6年度も61億円台で、令和7年度が60億円台、令和8年度が57億円台、令和9年度は58億円台を見込んでいます。表(3)収支については、歳入歳出差し引き、各年度で、ある程度プラスになる試算であります。続いて、8ページの財政指標等の見込みです。表の区分について、まず経常収支比率のほか、3つの比率ですが、下にコメ印で説明書きをしていますけれども、ちょっと専門的な言葉も出てきますが、後ほど目を通していただければと思います。地方債残高については、これは町の借金の残高ということですが、各年度の借金の予定額を5億円未満とすることで、令和5年度以降、残高は緩やかな下降の見込みです。基金残高ですが、基金と呼ばれる町の貯金から、各年度で5億円台をおろす予定としたことで、財政調整基金、減債基金を含む、基金残高の減少は否めませんが、計画終期の令和9年度では、基金残高は30億円台を見込んでいるものです。以上が今回の財政計画の概要となりますが、表現が適切かどうかわかりませんが、わりとカツカツ、ビタビタな推計となっています。ちょっと難しい話になってしまったと思いますが、財政計画の説明については以上となります。

(会長) この件について、意見や質問があれば発言願います。

(事務局) 補足にはなりますが、ただ今の説明のとおり、この後期財政計画につきましては、令和5年度から9年度までの5年間の計画となっており、本審議会での承認事項ではありませんが、この後の説明の後期実施計画の財源の担保という面もありますので、案を提示させていただきました。現在、新型コロナウイルス感染症の終息もなかなか見通せない状況に加え、物価の高騰や燃油の高騰など、様々な課題に直面しており、今後もめまぐるしく社会情勢が変化することも予想されるわけですが、現在、想定でき

る範囲内での財政計画であり、健全な財政運営を進めていくための一定の指針とするものでありますので、ご理解をいただきたいと思います。また、この財政計画につきましては、3年目の令和7年度、中間年度に、毎回、見直しをすることとしておりますので、よろしくお願ひします。

(委 員) 公債費比率については、管内の中ではどの位置にいるのでしょうか。

(事務局) 管内の中では数値は低い方です。また、本町については過疎地域に指定されていることから、実質負担が少ない地方債を計画的に借入しているところであります。

(委 員) 積極財政を組むことも視野に入れていいのではないでしょうか。

(事務局) 後期5か年の計画については、かなり基金を取り崩す計画になっており、施設の維持補修費等が膨大し、大きなハード事業がない中でも基金を崩さないと予算を組めない状況にあることから、計画的な運営をしていきたいところであります。

(会 長) 他に意見や質問があれば発言願います。

(委 員) 異議なし。

(会 長) 異議がないようなので、これにて承認とします。

(3) 第6期雄武町総合計画後期実施計画（案）について

(事務局) お手元にお配りしております「後期実施計画（案）政策目標別事業費集計表」をご覧ください。後期5か年の中で具体的に実施する事業として、前期からの継続事業も含めて、後期では全部で298事業となっておりまして、政策目標別に掲載しております。実施計画書につきましては、事業ごとに1枚ずつ調書を作成しておりますが、すべての事業の調書につきましては、来週開催する専門部会のときにお配りする予定としておりますので、ご了承ください。また、先ほども説明させていただきましたが、来週の専門部会の2回目に、主要な事業について担当課から説明を行う予定としております。なお、10月に開催された専門部会においての委員からの意見については、時間的な関係から反映はできておりませんが、令和5年度以降に行うローリングにおいて検討が可能となっております。

（会長）この件について、意見や質問があれば発言願います。

（委員）異議なし。

（会長）異議がないようなので、これにて承認とします。

4 その他

雄武町地域公共交通等に関する町民アンケート調査報告書に基づく意見交換

（事務局）雄武町地域公共交通等に関する町民アンケート調査報告書に基づく意見交換ということで、先の会議におきまして、事前にお話をさせていただいておりましたが、意見交換をさせていただきたいと思います。事前にお配りさせていただいている、「雄武町地域公共交通等に関する町民アンケート調査報告書」に基づきまして、所管である福祉給付課長から説明の後、事務局の方からも少し説明をさせていただきまして、その後、意見交換をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。それでは、福祉給付課長から説明をいたします。

（福祉給付課長）皆様に配布していますアンケート調査報告書に基づき説明させていただきますが、時間が限られていますので、かいつまんで説明させていただきます。アンケート調査の目的ですが、『雄武町の持続可能な公共交通サービスの維持・向上を目指し、今後の事業や施策に反映していくことを目的として、町民の皆様に公共交通の利用実態やご意見をお聞きする』ため、令和3年10月にアンケート調査を実施しました。1,873票配布し、有効回収数1,558票で、有効回収率は83.1%となりました。次に20頁になります。公共交通機関の利用状況、重要度等についての部分で、路線バスの関係です。重要度ですが、「重要ではない」と「あまり重要ではない」を合わせた回答よりも、「やや重要である」と「非常に重要である」を合わせた回答の方が多く、21頁の上段の世帯類型別でみると、高齢者がいる世帯が重要と考えていることが見受けられます。次に28頁の上段の世帯類型別でみると、路線バスと同じく高齢者がいる世帯が重要と考えていることが見受けられ、特に後期高齢者がいる世帯は重要度が高いように見受けられます。次に29頁の今後利用頻度が増えると思う理由では、路線バスと同じく半数近くの方が車を運転できなくなった際には、利用頻度

が増えると回答されています。次に 30 頁になります。ここからは町外の医療機関を利用するための移動手段等についてです。半数以上の方が町外の医療機関を利用されており、次の 31 頁では、性別では女性が多い結果となっております。続いて 34 頁になります。主な通院先では、紋別市が一番多く、名寄市、旭川市の順番となっております。報告書には記載されていませんが、公共交通機関を利用して通院されている方で、40 歳から 74 歳までの方の通院先では、紋別市、名寄市、札幌市、旭川市の順となっており、75 歳以上の方の通院先では、紋別市、名寄市、その他の順となっており、町外での通院先では、紋別市への通院が多い状況となっております。続いて 36 頁になります。町外の医療機関受診時の交通手段としては、8割以上が車を利用されており、公共交通機関利用は 1 割程度となっております。また、性別の女性では、車を家族等が運転して受診される割合が高いことが見受けられ、37 頁の年代別では、74 歳までは車を自分で運転して受診される方が多いですが、75 歳以上になると 3 割弱と急激に下がる結果となっております。続いて 39 頁になります。下段の表ですが、車で受診されている方のうち、公共交通機関の助成制度などがあった場合、公共交通機関を利用して受診しますかとの問い合わせに対して、高齢になるにつれて、利用したい意向が高くなっていく結果となっております。続いて 41 頁になります。ここでは町外の医療機関を受診する際に不安に思うことが記載されております。続いて 43 頁になります。町外の医療機関を利用する際にあると良いと思う支援ですが、約 3 割の方が直通バスの運行を望まれており、一方で、交通費や宿泊費の助成を望む声が一定程度あることが見受けられます。続いて 46 頁になります。今後の公共交通について費用負担の考えですが、町の費用負担を増やしても運行サービスを充実すべきとの回答があるものの、町の費用負担は現状のままで、運行を維持すべきとの回答が割合的には上回っています。続いて 47 頁になります。今後の公共交通機関の利用についてですが、今後も利用するつもりはないとの回答が 16 % ありますが、利用したいと思う方が約半数近くいる結果となっております。続いて 49 頁になります。重要だと思う新たな交通施策ですが、ハイヤー代等の助成、循環バスの導入、デマンドバスの導入の順番となっております。続いて 50 頁になります。ここからは考察・課題の整理として、アンケート結果の総論が記載されています。これまで

の説明と重複する部分がありますが、下段部分を読み上げさせていただきます。まずは公共交通機関の利用状況です。多くの世帯が自家用車を所有しており、移動のメインは公共交通機関以外の自家用車等であると考えられます。一方で公共交通機関を利用する際の目的として「病院・役場・郵便局・銀行等での用事」が最も多く挙がっており、自家用車を所有していない（運転できない）人が日常生活を送る上で、公共交通機関は欠かせないものであると考えられます。また、路線バスについては、世代によって重要だと思う割合に差がでており、必要な世代の利用につながるような取組が求められています。続いて51頁になります。町外の医療機関への移動についてです。20歳未満及び40歳代～70歳代前半の1割前後、75歳以上では2割半ばが町外の医療機関を定期的に利用しており、多くの年代で女性の利用が上回っています。こうした中、主な交通手段が、男性は自分で車を運転して通院するのに対し、女性は家族等が運転する車に乗って通院しています。また、70歳以上の高齢者の半数前後は、家族等が運転する車や公共交通機関を利用して、「女性」、「70歳以上の高齢者」は自分で運転して通院することが比較的難しい状況と考えられます。支援があった場合についても、女性や70歳以上の高齢者の利用意向が高い傾向にあり、必要な人に支援が届く体制整備が求められています。続いて52頁になります。今後の公共交通施策についてです。町外の医療機関を利用時に望む支援として「医療機関等までの直通バスの運行」や「宿泊費用の助成制度」が上位に挙がっていましたが、既存事業と比較すると、既存事業を優先する傾向となっています。また、運行サービスの維持と町の費用負担に対する考えでは、半数以上が現状維持もしくはサービスの充実を望んでおり、今後公共交通機関を「利用したい」の回答も半数近くとなっています。一方で、おそらく現状移動に難しさを感じることが少ない未就学児がいる世帯は「現在も今後も利用するつもりはない」の割合が多くなっています。高齢者がいる世帯など現状もしくは近い将来、移動に難しさを抱える可能性のある方と現状移動に難しさを感じることが少ない方で、今後の利用意向に違いがでています。免許、自家用車の有無、世代等、個々の状況・ニーズに合わせた支援が求められています。最後になりますが、現状では、このアンケート結果をさらに細かく分けて分析している途中であります。町民の方が困っている部分としましては、町外の医療機関を利

用する際の、費用負担やバス利用時の乗り継ぎの不便さ、夜間や緊急時の移動などに不安や不便さを感じていると捉えています。また、現在町が実施しているハイヤー代の助成拡充などについても意見がありました。町としては、そのような部分に対しての支援や新たな対策が必要と考えておりますので、医療機関等までの直通バスの運行や医療機関受診時の費用助成などを含めた検討を進めてまいります。本日、委員の皆様からいただいたご意見も参考とさせていただき、検討を進めてまいりますので、よろしくお願ひいたします。駆け足でしたが、以上で説明を終わります。

(事務局) ただ今、福祉給付課長から昨年度実施しました「地域公共交通等に関する町民アンケート調査」結果の説明がありましたが、町長の選挙中の公約であります、「高速医療バスの運行」の関係につきましては、説明のとおり、福祉給付課におきまして詳細な分析の途中であります。今回、町長も総合計画策定審議会の委員の皆様の意見も聞きたいということでありましたので、意見交換の場を設けさせていただきましたので、よろしくお願ひします。高速医療バスの関係につきましては、福祉施策として福祉給付課が所管しておりますが、路線バスなどの地域公共交通の関係につきましては、財務企画課が所管しており、来年度から、本町の将来にわたる持続可能な地域公共交通計画策定に向けて、町民や関係機関などの参画を得て、協議会を設置し、協議を始めていきたいと考えているところであります。地域公共交通の所管として、1点だけ、お話をさせていただきたいと思います。町では、現在、生活交通路線維持確保事業として、宗谷バス会社と北紋バス会社に対して、赤字分の補填支援をしており、宗谷バス会社へは枝幸町と距離数等で案分し、令和3年度実績で7,073千円の補助、北紋バス会社へは興部町と距離数等で案分し、令和3年度実績で9,327千円の補助、計16,400千円の補助金を支出しております。これにつきましては、新型コロナウイルス感染拡大による乗客のさらなる減少などにより、令和2年度以降、5,000千円ほど増額となっており、新型コロナウイルス感染症が終息したとしても、乗客の減少など、この状況は大きく変わることはないものと思っておりますが、例えば、高速医療バスが運行した場合、宗谷バスは関係ないと思いますが、これまで通院で路線バスを利用していた方につきましては、高速医療バスに乗ることになりますので、バス会社の赤字額は増え、町が出す補助金も増額となることになります。また、高速医療バスを運行した場合の事業費等は、まだ積算しておりませんが、その分は新たな支出が増えることとなりますので、路線バスの便数など、これまでと同様に維持しながら、高速医療バ

スを運行するとすれば、財政的にはデメリットの部分があります。ただ、今後、免許返納者の増加も想定される中での、一つの重要な福祉施策でありますので、皆さんのお心のないご意見を聞かせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。」

(会長) この件について、意見があれば発言願います。

(委員) 高速医療バスを運行するにあたり、町が払う補助金が増額する等、単独での事業実施は難しいと思います。近隣市町村との連携を考えるべきではないでしょうか。

(委員) 大半の町民については、将来的に自家用車を運転することが難しくなると思います。町民の健康を守るためにには町の財政負担もやむを得ないと思います。

(委員) 本町だけではなく、広域的な観点で一次医療を確立するべきではないでしょうか。

(委員) 町長の公約にメリット・デメリットを考慮するべきではないと思います。公約は守ってほしいです。

(委員) 具体的なイメージは湧きませんが、町民にとって公共交通システムが充分に整備されているほうが安心します。移住にも繋がると思います。

(委員) 他自治体で入院した時に、病院間相互ネットワークの掲示を見たところ、興部町や枝幸町は入っていたのに雄武町の国保病院は入っていませんでした。遠隔診断が可能な時代なのだから、他病院とのネットワークがあれば良いと思います。

(委員) 乗合タクシーだと高速医療バスよりも始めやすいと思います。東京だとアプリで予約ができるが、高齢者のことを視野に入れると、町で取りまとめを行うことができれば現実性が高いかなと思います。町のハイヤーを利用するので、町にお金を落とすことも可能になりますし。

(委員) 高齢者が集まる場所や自治会長会議においても、意見を取りまとめた方が良いと思います。

(会長) 他に何かございますか。

(各委員) なし。

(会長) 事務局から他に何かございますか。

(事務局) 今後のスケジュールについて説明させていただきます。事前に御案内しましたとおり、来週月曜日から木曜日に各部会に分かれて、2回ずつ専門部会を開催いたします。その後、皆様からいただく付帯意見を集約しまして、1月22日（火）午後6時30分から策定審議会を開催しまして、そこで、審議会答申案をお示ししまして、ご承認をいただければ、そこで本審議会が終了する予定としておりますのでよろしくお願ひいたします。

(会長) 長い間ご審議いただきましてありがとうございました。以上をもちまして、第6期雄武町総合計画後期基本計画第3回策定審議会を終了とさせていただきます。

5 閉会